⑷　平成８年度以降に、電気工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、基礎工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、原則として、建物１棟で判断する（ただし、増築の施工実績を提出した場合又は建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合においてこのうち１工区以上の新営の施工実績を提出した場合には、基礎工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分を建物１棟とみなす。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ア　同種工事

㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

㋑　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造

Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。

㋒　建物規模　延べ面積　4,000㎡以上

㋓　工事種目　電気工事（動力設備・電灯設備又は通信設備を含む。）

イ　類似工事

㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

㋑　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造

Ｓ造については、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。

㋒　建物規模　延べ面積　4,000㎡以上

㋓　工事種目　電気工事（動力設備・電灯設備又は通信設備を含む。）

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から14日以内に本工事に専任で配置することができること。

ア　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成８年度以降に、元請として完成引渡しが完了した上記⑷ア又はイに掲げる同種又は類似工事について、基礎工事から完成までの経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

⑹　本工事に経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出する場合には、その構成員が、単体として申請書及び資料を提出していないこと（事業協同組合についても同様とする。）。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。）でないこと又は当該受注業者（協力事務所を含む。）と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

３　入札手続等

⑴　担当部局　〒382―8633 長野県須坂市馬場町1200　長野刑務所総務部用度課　電話026―245―0900

⑵　入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア　入手期間　平成24年１月６日から同年２月27日まで

イ　入手方法

㋐　法務省ホームページ（以下「ＨＰ」という。）に掲載している入札説明書等は、ＨＰからダウンロードできる。

ＨＰアドレス：http://www.moj.go.jp

メニュー：「政府調達情報」

㋑　上記⑴において交付するもの

入札説明書別冊の「概略図面」については、上記⑴において交付するので、必ず受領すること（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで。）。

なお、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。

⑶　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成24年１月６日から同年１月16日までの休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

イ　提出場所　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3580―4111（内線2249、2265）

ウ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間　平成24年２月17日から同年２月27日までの休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、同年２月27日は、午後３時まで。

イ　提出場所　上記⑴に同じ

ウ　提出方法　提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア　日時　平成24年２月28日午後２時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同年２月27日午後３時。）

イ　場所　〒382―8633 長野県須坂市馬場町1200長野刑務所会議室

ウ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

４　その他

⑴　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成４年法律第51号）による。

⑵　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行須坂代理店（八十二銀行須坂支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行須坂代理店（八十二銀行須坂支店））又は金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は金融機関若しくは保証事業会社の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金の納付を免除する。

⑶　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行須坂代理店（八十二銀行須坂支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行須坂代理店（八十二銀行須坂支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　落札者の決定方法　本入札は、平成23年度一般会計補正予算（第４号）の成立を前提とし、予算の示達を待って落札決定とする。

なお、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。